

ロシア連邦

連邦法

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」の改正について

国家院（議会下院）採択 2024年12月17日

連邦院（議会上院）承認 2024年12月20日

第1条

2022年7月14日付連邦法第255-FZ号「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」（ロシア連邦法令集、2022、No.29、掲載番号5222；2023、No.31、掲載番号5784；2024、No.1、掲載番号64；No.12、掲載番号1566；No.21、掲載番号2650；No.33、掲載番号5018）に以下の変更を加える：

1）第5条第2項に「、本連邦法第9条第18項が定める場合 — 外国エージェントの特別口座の詳細に関する情報」という文言を追加する。

2）第9条において：

a) 第2項に以下の文を追加する：

「外国エージェントは、自らが受け取るべき、不動産および（または）輸送手段の譲渡からの、ならびにそれらの賃貸からの金銭、知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の譲渡または使用に関連する報酬およびその他の支払金（違約金（罰金、延滞料）およびその他の財務的制裁金を含む）、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）の支払いを行う義務が、法または契約にしたがって課せられているところの者に対して、自らが外国エージェントたる身分である旨を通告するものとする。」；

b) 以下を内容とする第14項～第21項を追加する：

「14. 外国エージェントは、自らが受け取るべき、不動産および（または）輸送手段の譲渡からの、ならびにそれらの賃貸からの金銭、知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の譲渡または使用に関連する報酬およびその他の支払金（違約金（罰金、延滞料）およびその他の財務的制裁金を含む）、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）を自然人および法人（以下、本条においては「支払人」）から受け取るために、公認銀行に開設された特別ルーブル口座（以下、本条においては「特別口座」）を使用するものとする。当該口座の取扱い条件は、支払いの送金および金銭の引き落としにおける特異事項を含めて、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定め、当該決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公表される。本項に適合しない事由にもとづく特別口座への振込みは許容されない。

15. 本条第16項にしたがった特別口座の開設が事前に行われていなかった場合、外国エージェントは、不動産および（または）輸送手段の譲渡、それらの賃貸に関する契約を締結した、または知的活動の成果もし

くは識別標識に対する独占的権利の譲渡または使用に関連して、当該の独占的権利の譲渡に関する契約もしくはライセンス（サブライセンス）契約を締結したか、もしくは支払金を受け取るその他の事由が発生した日、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）を受け取る権利が発生した日から15労働日以内に、公認銀行において特別口座を開設するものとする。外国エージェントが、その者の登録簿掲日時点において、不動産および（または）輸送手段の譲渡に関する契約、それらの賃貸に関する契約、独占的権利の譲渡に関する契約もしくはライセンス（サブライセンス）契約の当事者であるか、またはそれらの支払金を受け取るその他の事由を有している場合、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）を受け取る権利を有している場合、当該の外国エージェントは、その者が登録簿に記載された日から15労働日以内に特別口座を開設するものとする。

16. 支払い実施日の時点で支払人のもとに特別口座の詳細に関する情報が存在していない場合は、支払人の申請書にもとづいて外国エージェント名義の特別口座が開設される。当該の申請書が届いた日の時点で公認銀行にすでに特別口座が開設されていた場合には、公認銀行は申請書を送付した支払人に対して当該の特別口座の詳細を通知する。申請書が届いた日の時点で特別口座が存在していない場合には、公認銀行は外国エージェントまたはその代理人の立会いなしに特別口座を開設する。この場合、公認銀行は、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」および同法にもとづいて採択されたロシア連邦中央銀行の規準文書の要求事項にしたがって、外国エージェントである新規顧客、その代理人、受益者および実質的所有者の本人確認を、現下の状況のもとで入手可能なこれらの者に関する文書（情報）にもとづいて、外国エージェント名義の特別口座の開設の日から5暦日以内に実施する。

17. 外国エージェントが特別口座の開設を目的とする申立てを公認銀行に対して行った場合、公認銀行は、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」および同法にもとづいて採択されたロシア連邦中央銀行の規準文書の要求事項にしたがって、外国エージェントである新規顧客、その代理人、受益者および実質的所有者の本人確認を実施する。

18. 公認銀行は、特別口座の開設の日から3労働日以内に、当該特別口座の詳細につき管轄機関に対して通告を行う。管轄機関は特別口座の詳細に関する情報を登録簿に記載し、公認銀行の通告を受領した日から3労働日以内に本連邦法第5条第4項にしたがって情報通信網「インターネット」上の自らの公式サイトにこれを掲載する。公認銀行および特別口座詳細の通告手順は、ロシア連邦政府がこれを定める。本項にもとづいて行われる特別口座の詳細に関する管轄機関への通告、当該情報の登録簿への記載、および管轄機関による情報通信網「インターネット」上の自らの公式サイトへのその掲載は、銀行秘密の侵犯にはあたらない。

19. 外国エージェント名義で開設することのできる特別口座は1口座のみである。

20. 外国エージェントの債務に係わる金銭の特別口座からの引落としは、ロシア連邦予算体系に属する公的予算に対してこれらの金銭を徴収する場合、およびロシア連邦政府が定めるその他の場合にこれを行う。

21. 外国エージェントが登録簿から削除された場合、特別口座の閉鎖は、公認銀行が、かつて外国エージェントと認定されていた者の申立てにもとづいて、当該申立てを受領した日から15労働日以内にこれを行う。この場合、特別口座における金銭残高は、かつて外国エージェントと認定されていた者の申立てにもとづき、この者に引き渡されるか、またはこの者の別の銀行口座に振り替えられる。」；

3) 第11条に以下を内容とする第21項を追加する：

「21. 外国エージェントは、不動産および（または）輸送手段の譲渡によって、ならびにそれらの賃貸によって得られる金銭、知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の譲渡または使用に関連する報酬

およびその他の支払金（違約金（罰金、延滞料）およびその他の財務的制裁金を含む）、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）を、本連邦法第9条第14項に掲げる特別口座への振込という形によってのみ受け取ることができる。これらの支払いを行う者の義務は、当該の特別口座への金銭の振込をもって、しかるべく履行されたものとみなされる。」。

第2条

本連邦法の発効日時点で外国エージェント登録簿に記載されている者であって、不動産および（または）輸送手段の譲渡、それらの賃貸に関する契約の当事者であるか、知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の譲渡または使用に関連して、それらの独占的権利の譲渡に関する契約もしくはライセンス（サブライセンス）契約の当事者であるか、もしくは報酬またはその他の支払金（違約金（罰金、延滞料）およびその他の財務的制裁金を含む）を受け取るその他の事由を有しているところの者、ならびに銀行預金（口座残高）に対する利息としての収入および組織体への出資からの収入（配当金としてのものを含む）を受け取る権利を有しているところの者は、本連邦法の発効日から15労働日以内に、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第14項に掲げる特別ルーブル口座を開設するものとする。外国エージェントに対する債務の履行期限が遵守されなかったことによるものを含め、本連邦法の発効日時点で外国エージェントに対して送金を実施されていなかった支払金も、特別ルーブル口座への振込みの対象とされる。

第3条

本連邦法は2025年3月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年12月28日

第520-FZ号